

秋田市障がい児福祉施設性被害防止対策支援事業費補助金交付要綱

令和6年10月31日
市長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、本市内の障がい児福祉施設において性被害を防止するための対策（以下「性被害防止対策」という。）を行うことを目的とし、性被害防止対策に係る障がい児福祉施設の整備等を支援するため、秋田市障がい児福祉施設性被害防止対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「障がい児福祉施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の15第1項、第24条の9第1項又は第24条の28第1項の指定を受け、次に掲げるサービスを行う事業所をいう。

- (1) 法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援および同条第6項に規定する障害児相談支援
- (2) 法第7条第2項に規定する障害児入所支援

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、障がい児福祉施設の設置者又は代表者とする。

(補助事業、補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、障がい児福祉施設において、児童のプライバシーを保護するため又は保護者からの確認依頼等に応えるための設備等の購入又は更新を行う事業とする。

- 2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室、カメラ、人感センサーライトその他の性被害防止対策に資する設備を導入するために必要な経費とする。

- 3 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。
- 4 補助金の交付額は、1施設ごとに10万円を基準額とし、基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額とする。
- 5 前各項の規定にかかわらず、補助事業について、この要綱と同様の目的の補助金等の交付を受けている場合は、補助金の交付対象としない。
- 6 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、秋田市障がい児福祉施設性被害防止対策支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、可否を決定し、秋田市障がい児福祉施設性被害防止対策支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付要件等)

第7条 市長は、補助金の交付に当たっては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産

およびその従物ならびに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具およびその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(5) 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分し、収入を得た場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(6) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税および地方消費税仕入控除税額報告書（様式第3号）により速やかに、市長に報告しなければならない。この場合において、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合は、当該仕入控除税額を市に返納しなければならない。

(8) 前号の規定による報告は、補助事業が完了した日の属する年度の翌々年度の6月30日までに行わなければならない。

(9) 補助事業者は、補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿および証拠書類を補助金の額が確定した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具およびその他の財産がある場合は、この号前段の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで

保管しておかなければならない。

(10) 補助事業としてカメラを設置する場合は、当該カメラにより撮影される映像等（特定の個人を識別することができる映像又は画像をいう。以下同じ。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守するとともに、児童、来訪者等が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置し、当該カメラが作動中であることおよび撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示するものとする。

(11) 映像等が記録された機器の処分等をする際は、確実に記録を削除し、個人情報外部に漏えいすることがないように、適切な措置を講じるよう努めるものとする。

（補助金の変更交付申請）

第8条 補助事業者は、当該年度において事業内容の変更等により補助金の額に変更が生じるときは、秋田市障がい児福祉施設性被害防止対策支援事業費補助金変更交付申請書（様式第4号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の変更交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、可否を決定し、秋田市障がい児福祉施設性被害防止対策支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第10条 市長は、補助事業者（前条の規定により変更の交付決定を受けた者を含む。以下同じ。）が虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付決定を受けたときは、当該交付決定の全部もしくは一部を取り消すことができる。

（補助金の額の確定等）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い

日までに秋田市障がい児福祉施設性被害防止対策支援事業費補助金実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、補助金の額を確定し、秋田市障がい児福祉施設性被害防止対策支援事業費補助金額確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条第2項の通知の後に補助金を交付するものとする。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、秋田市障がい児福祉施設性被害防止対策支援事業費補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、当該請求書の提出があった日の翌日から起算して30日以内に当該補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第13条 市長は、第11条の規定による補助金の額の確定後に第10条に規定する交付決定の取消しを行った場合又は補助金の確定額を変更すべきと認めた場合は、速やかに補助金の確定額の変更を行い、秋田市障がい児福祉施設性被害防止対策支援事業費補助金確定額変更通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金を確定し補助金を既に交付した後であっても、前項の規定による補助金の確定額の変更により過払金が生じたときは、当該補助事業者に期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

（調査等）

第14条 市長は、補助事業に関し、必要があると認めるときは、補助事業者に報告をさせ、又は帳簿書類その他の物件を調査することができるものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。

3 第7条、第10条、第13条および第14条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。